

## レポート1 東日本大震災からの復興

平成23年3月11日、午後2時46分、三陸沖を震源とするマグニチュード9.0という未曾有の大地震とともに、大津波が発生し、多くの人命、財産が一瞬にして飲みこまれた。東北地方太平洋沿岸の水産業への影響は甚大で、岸壁や漁港は地盤沈下、漁船・漁具、養殖施設は流失、背後の水産流通・加工施設が壊滅的影響を受けた。それから間もなく1年が経とうとしている。ここで、改めて、東日本大震災が水産業に与えた被害、それらに政府や業界がどう対応してきたかをまとめるとともに、今後の水産業復興には何が必要かを考えてみたい。

### 水産関係の被害1兆2,000億円超え

水産庁によると、23年10月時点で、東日本大震災による水産関係の被害総額は全国で1兆2,000億円を超えた。うち、宮城県6,680億円、岩手県3,832億円と、ほとんどが2県に集中している。

宮城県中部以北から岩手県にかけての三陸地域は、海岸線が複雑に入り組んだリアス式海岸が連なり、天然の良港に恵まれ、ここではホタテ、カキなどの貝類、コンブ、ワカメなどの藻類、ギンザケなどの魚類養殖が盛んに行われている。また、宮城県は、水産振興上特に重要とされている特定3種漁港3つ（石巻、塩釜、気仙沼）を擁している。これらはカツオ・マグロ漁業や大中型まき網漁業をはじめとする沖合・遠洋漁業の基地的役割を果たし、背後には水産加工場も集積、水産

都市として発達してきた。しかし、両県のほとんど全ての水産施設が失われた。

宮城県中部から千葉県外房海域、青森県八戸市以北は、平坦な海岸線が続き、沿岸では、アサリ、ホッキなどの貝類やヒラメ、カレイなどの底魚、カタクチイワシなどの漁業やカキ、ノリなどの養殖も盛ん。福島県小名浜、千葉県銚子などは太平洋のまき網漁業、沖合底びき網漁業の拠点でもある。これらの地域でも、想定を超える津波で大きな被害を受けた。

千葉県内房では、地震により流出した石油製品がノリ養殖施設に流れつき、ノリの摘み取りができなくなるといった被害もでた。

東北、関東以外でも、北海道渡島森港で1.6m以上、三重県鳥羽で1.8m以上、高知県須崎港で2.8m以上の高さの津波が観測され、北海道噴火湾のホタテ養殖施設から、沖縄県モズク養殖施設までにも被害が及んだ。

被害をインフラ別にみると（次頁表参照）、漁港関係が一番多く、319漁港で被害額は8,230億円（宮城県6,680億円、岩手県3,832億円）。岩手県釜石港、宮城県気仙沼港などの岸壁は50～70cmも地盤沈下した。

漁船関係は2万5,014隻が流失、損壊し、被害額は1,701億円（宮城県1,160億円、岩手

被災地の惨状



県217億円)。陸上、市街地まで流されてきた漁船も多く、津波の威力を物語る。海に戻して復活した漁船もあるが、ほとんどエンジン系統が壊れており廃船となった。

養殖施設の被害額は738億円。海に敷設されたイカダなどが壊滅、養殖物も流出し、その被害額575億円。宮城県女川では、出荷を待つばかりとなっていた養殖ギンザケが流れ、岩手県などで漁獲された。

漁業者が共同で保管や加工、養殖種苗生産を行う施設は、1,725カ所も被災し、被害額は1,249億円とみられる。

以上を合算すると、1兆2,493億円となるが、背後施設として水産業を支えている市場・荷捌き施設、水産加工施設の被害を加えると、さらに膨らむことになる。

## 全国の漁船漁業、養殖へ打撃

東日本大震災によって甚大な被害を受けた地域は、全国の水産物供給に大きな役割を果たすとともに、他の地域の水産業も支える様々な機能を果たしてきた。三陸沖、常磐沖を含む北西太平洋海域は、世界3大漁場のひ

とつであり、多くの魚種が生息することでも有名な好漁場として知られている。

青森県～千葉県にかけての漁業・養殖業は、平成21年の数値をみると、わが国全体の生産量の24%、(127万ト)、生産額の17% (2,319億円) を占めている。比率をみると、あまり高くないようにも受け取れるが、水産加工に占めるウエイトも高く、築地市場の入荷量の3割が三陸地域からで「三陸は築地の台所」(市場卸) という。

魚種別にみると、サンマの40% (12万6,000ト) がこれら地域の漁業者により漁獲されているほか、サバ類38% (17万8,000ト)、養殖カキ29% (6万2,000ト)、養殖ワカメ79% (4万8,000ト) など、全国の生産量に対して相当の割合を占めるものも少なくない。

また、気仙沼のフカヒレ加工、大船渡の高級アワビなどは、他の地域にはない伝統的な独特の技術がある。

養殖用の種苗生産については、カキ類種苗で全国の81%、ワカメ類種苗で同30%が同地域で占められ、全国の養殖業者に販売されているため、これが損壊したことは養殖業全体

被害状況(平成23年10月17日現在)

主な被害	被害数・被害額	北海道	青森県	岩手県
漁船	25,014隻	793隻 5t未満659 5t以上134	620隻 5t未満526 5t以上94	9,673隻
	1,701億円	87億円	114億円	217億円
漁港施設	319漁港	12漁港	16漁港	108漁港
	8,230億円	13億円	46億円	2,860億円
養殖施設	738億円	94億円	0.4億円	132億円
養殖物	575億円	58億円	0.2億円	110億円
共同利用施設	1,725施設	83施設	73施設	580施設
	1,249億円	6億円	34億円	513億円
合計	12,493億円	256億円	194.6億円	3,832億円

宮城県	福島県	茨城県	千葉県	その他
12,029隻 5t未満11 5t以上604	673隻 5t未満740 5t以上133	486隻 5t未満460 5t以上28	405隻 5t未満277 5t以上66 不明62	133隻
1,180億円	60億円	44億円	9億円	10億円
142漁港	10漁港	16漁港	13漁港	
4,243億円	616億円	431億円	22億円	
487億円	3億円	0.3億円	4億円	17.3億円
332億円	5億円	-	7億円	82.8億円
495施設	233施設	172施設	78施設	11施設
458億円	139億円	85億円	13億円	1億円
6,680億円	823億円	580.3億円	55億円	90.1億円

市場・荷捌所 *1	105ヶ所の大半	52ヶ所中、15ヶ所程度被災	7ヶ所中、2-3ヶ所被災	13ヶ所、全て被災
328億円	1億円	25億円	143億円	
水産加工施設 *2	2,108ヶ所中 全壊570 半壊113 浸水140	570ヶ所 半壊4 浸水27	119ヶ所 全壊4 半壊14 浸水39	178ヶ所 全壊128 半壊16
	1,638億円	1億円	36億円	392億円

10ヶ所、全て被災	12ヶ所、全て被災	9ヶ所中、大半が被災	2ヶ所中、一部で被害	
106億円	32億円	11億円	10億円	
439ヶ所 全壊323 半壊17 浸水36	135ヶ所 全壊77 半壊16 浸水12	247ヶ所 全壊32 半壊33 浸水12	420ヶ所 全壊6 半壊13 浸水12	
1,081億円	68億円	31億円	29億円	

\*1 被害額は共同利用施設に係るもののみで、上記の共同利用施設の被害額の内数。  
\*2 被害額は水産加工団体から聞き取り。なお、共同利用施設に係るものも含まれる。

へ多大な影響を及ぼす。

沿岸部の主要な都市は、沖合・遠洋漁業の水揚港として発展し、地元の漁船だけでなく、多数の他地域の漁船が水揚げを行い、燃油、氷、水・食料などの補給拠点や荒天時の避難港としても機能している。富山、三重、高知、大分、宮崎などのカツオ・マグロ漁船は気仙沼や塩釜を、静岡、石川、三重などの大中型まき網漁船は八戸、気仙沼、石巻、小名浜、及び銚子をそれぞれ活動拠点としている。

背後地には、水産加工場が集積している。冷凍のサンマ、サバ、塩辛、かまぼこなどぬり製品、新巻サケなど塩干品などの製品を全国に供給しており、加工工場数は全国の16% (1,627か所)、水産加工品生産量は全国の33% (423万ト) になる。

従って、三陸の漁港が機能しなくなることは、地域漁業に止まらず、全国の漁業に打撃を与える。気仙沼漁港の再開に向けて、高知県などの職員が応援に入ったことなども、その事実を物語っている。

さらに今回、再認識されたことだが、造船所も多く立地しており、全国の中・大型漁船のうち、2割が同地域で建造されている。その造船所も被災したため、震災後しばらくは、漁船の修理、建造が追いつかなかった。

## 官民あげての支援活動開始

政府は、震災の発生を受けて、3月11日、ただちに内閣府総理大臣を本部長とする緊急災害対策本部を設置、政府調査団の派遣、全国を対象とした激甚災害の指定、緊急災害対策本部の設置を行った。農林水産省内にも同日、農林水産大臣を本部長とする「農林水産省地震災害対策本部」を設置、同日中に、被災地付近の取締りにあたっていた官船を現場へ急行させ、自衛隊や海上保安庁とも連携し、捜索活動にあたった。

水産業界では大日本水産会が「東日本大震災対策本部」、全国漁業協同組合連合会が「JF

グループ東北地方太平洋沖地震漁業・漁村被害・復興対策本部」をそれぞれ設置、傘下組合・団体から支援物資の提供、義援金の募集を行った。

3月14日には、大日本水産会が水産会社から寄せられた水産缶詰や魚肉ソーセージほか救援物資を積んだ水産庁漁業取締船が、東京港から出港、15日には全漁連が緊急車両トラック“とどけ！全国の漁師の想い号”を仕立て、水や食料などを積み岩手県へ向かった。海外まき網漁船も3月13日以降、計26隻が水産庁の漁業取締船などと協力し、船に搭載された小型艇を用いて大型船が接岸できない地域に食料、軽油、毛布などを運搬した。

陸路がとだえ、救援物資の運搬が滞るなか、船が大きな役割を果たした。

緊急物資支援をする一方、大日本水産会と全漁連は、時には連名で、時には各々の立場から政府、国会へ被災地支援の要請活動を展開した。

その結果、5月2日には復旧・復興に向けて第一次補正予算が成立。第一次は生活再生という方針で、被災地の方々の暮らしを少しでももとに戻すことが柱であったが、水産業は被災地の生活そのものであると理解され、産業支援に2,153億円が講じられた。漁船、養殖施設の応急的復旧支援などで、なかでも、漁業者が地元を離れずに生活できるよう、がれき処理に日当が支払われる漁場復旧対策支援事業123億円が、その後の大きな支えとなった。



船から救援物資搬入

水産業が真の復旧・復興を果たすためには、冷蔵庫、加工施設がないと水揚げされたサカナの行き場がなく値もでないため、漁業生産から加工流通までの一貫した立て直しが必要だという、水産業界の度重なる訴えも認められ、3次補正では、施設復旧にも約640億円が措置された。

民間では、日本財団が、震災で漁船を失った漁業者に1億円を上限とする漁船建造費の無利子融資制度を震災後すぐに立ち上げた。笹川陽平理事長は、その理由として「漁業が被災地の基幹産業であり、その復旧が急務と考えた。私自身、三陸の海の幸をまた食べたい」と語った。引き続き、被災地に仮設の漁船修理所設置、宮古市の水産高校に練習船を贈呈するなど、あらゆるかたちで漁業再開を支援している。

漁業とはあまり縁のないサントリーホールディングスが、共同漁船取得支援に20億円を拠出した。ヤマトホールディングスは、岩手県の水産共同利用施設復旧に約20億円の助成を決定。こうした厚志は、いずれも、被災地復興には水産業が元気になることが重要との理解が広がったためと見られる。

## 1日も早く漁業再開を

被災地の漁業者も、これだけの災害に見舞われながら、1日もはやい漁業再開を望む声が大きかった。全漁連の服部郁弘会長は「漁師は陸にあがったらカップ同然だ。何としてもまた海にでたいという気持ちを持っている」と代弁している。石巻を皮切りに各地域で漁業者が自主的に集まり、今後どうするか議論の場が持たれた。どこの集会でも「まずは漁船を手当てして欲しい」「地盤沈下した岸壁の応急的かさあげを早く」「秋サケまでには定置を回復したい」と、切実に漁再開を訴えたと聞く。

まさに漁師魂が噴出した訳が、理由はそれ

だけではない。気仙沼の場合、人口約7万4,000人、そのうち7割が水産関連に従事しているため、水揚げがないと、ほとんどの市民が職を失うことになる。こうした責任を背負っていた。

各地の漁業者から船外機、中古船の提供を受けたり、他地域からも造船技術者が現地で漁船修理にあたるなど、温かい支援が集まり、5月にもなると、一部の沿岸漁業者は漁業活動に復帰、定置網漁業は共同化で復帰に向けての取組みが開始された。政府予算を先取りするかたちで、漁船建造の発注も行われている。

被災地市場も年内の水揚げは無理だろうという、大かたの予想を裏切るかたちで、4月なかばには、市場再開の動きが見え始めた。まず、4月11日、宮古市場が再開した。製氷施設は損壊したが、氷がかるうじて800トンの残っていたため、これなら3～4か月は何とかなると、大井誠治宮古漁協組合長が「震災後1か月の再開」を唱え実践した。再開初日はスケソウが4トンの水揚げされたが、仕向け先であるねり製品工場が稼働していないため、普段の半値だった。それでも、関係者100人ほどが勢揃いし活気づいた。

宮城県塩釜には4月14日、大分県のマグロはえ縄漁船が入港、震災後、宮城県内での初水揚げとなった。ご祝儀相場もあって普段の2倍近い値段がついた。

70cmも地盤沈下して壊滅的打撃を受けた気仙沼漁港も、応急的ではあるがかさあげ工事を施し、仮設冷蔵庫を置き、6月からシーズンを迎えるカツオ漁船の入港を整えた。6月28日、静岡のまき網漁船が入港した。7月からはカツオ一本釣り漁船が相次ぎ水揚げ、船主が「みんな気仙沼を目指しているぞ」と現地関係者の労をたたえた。

石巻も7月なかばに完全ではないが再開、23年のうちにほとんどの市場がもとどおりと

はならないものの、何らかのかたちで再稼動した。どの市場も前年比50～70%減の扱いではあったが、とにもかくにも、水産業復興への1歩を踏み出した。

今後の復興には、まず、漁業者、水産流通加工業者が現場に戻れる環境づくりが急務である。これについては、第1次補正予算から、24年度予算にかけて、政府の水産復興予算が約9,000億円措置され、現地での震災処理に日当が支払われる制度、被災者が共同で船舶

取得、定置網敷設、水産加工施設再建に取組む場合の高率補助、被災地の漁業及び養殖業復興にかかる経費を支援する「がんばる漁業・養殖業」事業などが盛り込まれている。その速やかかつ確実な執行が課題となろう。

また、水産業の復興を応援するため、誰もがができることは、被災地の水産物を買って食べることである。農林水産省も被災地産食品の積極的な消費を呼びかける「食べて応援しよう！」プロジェクトを推進しているところであり、ぜひ参加して頂きたい。

## 特集 震災から1年

# レポート2 流通している水産物の安全性

東日本大震災に伴う東京電力㈱福島第一原子力発電所の事故は、環境中に多量の放射性物質を放出した。3月15日以降、福島県沿岸沖合での漁業操業は自粛、4月中旬には福島第一原発の放水口近くの海水から高濃度の放射性物質が検出され、今でも操業できない状態が続いている。福島県及び近県で、ほうれん草はじめ葉類菜からも高い濃度の放射性ヨウ素や放射性セシウムが検出され、次第に各地で様々な農産物、畜産物からの検出が報じられた。農水省の“被災地の農水産物を食べて応援しよう”というプロジェクトの大きな障壁となったのは言うまでもない。

また、東京電力は高濃度の汚染水が海へ流出するのを防ぐため、低濃度の汚染水を放出した。全漁連の服部郁弘会長はじめ幹部が強く抗議、水産流通関係団体も政府に再発防止を要請したことも水産関係者の記憶に残る。一部週刊誌などで、サカナが放射能まみれのごとく報じられたり、消費者のサカナ買い控えも起こった。

では、水産物は本当に危険なのか。宮原正

典水産庁次長は昨年5月初めの記者会見で「放射性物質の影響がどうこう言う前に、福島県沖では操業が行われていない。その他の水産物もモニタリング調査を経て出荷されている。市場に流通しているサカナは全て安全」と言いきった。結論から言えば、本稿で言いたいことは、この言葉に集約されている。

以下、同事故と、水産物を中心に放射性物質に対する食品の安全をめぐる動向を振り返りつつ、水産物の安全性を考えたい。

## 事故の発生直後

福島第一原発は、3月11日、三陸沖で発生したマグニチュード9.0の地震による大きな揺れを感知して、運転中だった1～3号機が自動停止した。この地震で外部からの電源を失ったため、非常用電源に切り替えて原子炉や燃料プールの冷却を行っていたが、13メートルの巨大津波が防波堤を越えて敷地内に到来し、非常用発電機などは浸水、一切の電源が断たれた。

電源を失い、原子炉が冷却できなくなった1～3号機では、高温になった燃料を覆う金

属が原子炉内の水と反応し、異常に水素が発生。12日に1号機が、14日には3号機で水素爆発が起き、この時に大気中へ大量の放射性物質が放出されるに至った。

放出されたのは主に放射性ヨウ素や放射性セシウムで、風に乗って南東や北西方向へ広がっていき15日には茨城県で空間の放射線量の有意な上昇が確認され、やがて関東地方全域の広範囲で事故に由来する放射線量の上昇が確認された。その後、降雨によって地上に降下したため、農畜産物をはじめ水道水や土壌へ影響を与えることになった。

厚生労働省は3月17日、食品や飲み物に含まれる放射性物質の濃度について、原子力安全委員会が示した指標値を暫定規制値として設定し、規制値を上回る食品が市場に出回らないように、全国自治体に通知した。放射性セシウムの暫定規制値は飲料水や牛乳・乳製品では1kgあたり200ベクレル、魚類は肉、卵とともに1kgあたり500ベクレルとされた。これを受け、地方自治体で、検査計画に基づき、農水産物の検査が開始された。水産物は沿岸県の依頼を受けて水産総合研究センターほか漁獲、分析調査に入った。

農林水産省は3月23日、原発事故による農畜水産物などへの影響についてのポータルサイトを開設、そのサイトに、水産庁は、水産物の放射能検査の結果をとりまとめて掲載することとした。

## 水産庁、検査体制強化へ

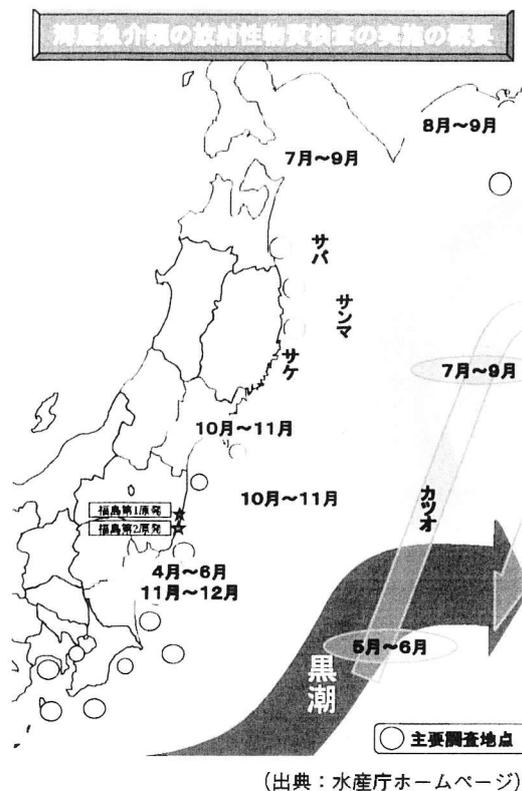
水産物の放射性物質検査の結果は特に問題なく経過していたが、4月1～6日と5月11日に福島第一原発で高濃度の汚染水が海へ流出した。さらに、高濃度汚染水の流出を食い止めるため、4月4～10日の間、東京電力は低濃度の汚染水を放出させた。

このことにより事態は一変、放射性物質を含む大量の水が直接海に流されたのは、これまでにないことだった。当初、水産物は、陸

上農作物より安心と思われていたが逆転、近県で揚がったサカナが取引きを拒否される事態まで起きた。

4月19日には、イカナゴ稚魚から暫定規制値を大幅に上回る放射性ヨウ素や放射性セシウムが検出、20日には魚介類としては初めて原子力災害対策本部から出荷制限と摂取制限の指示がだされた。

水産庁は5月6日、水産物の検査体制の強化を図るため、「水産物の放射性物質検査の基本方針」を作成し、関係都道府県などへ通知した。同方針では①沿岸性魚種については、神奈川県から福島県南部は主要水揚港で原則週1回のサンプリング、魚種は表層（コナゴなど）、中層（スズキ、タイなど）、底層（カレイ、アナゴなど）の生息域を広くカバーできるように選定。福島県北部以北は操業再開前の検査実施、分析結果を踏まえ操業再開を判断。再開したのちは、主要水揚げ港で原則週1回のサンプリングを実施。②広域回遊性魚



種のカツオ、イワシ・サバ類、サンマ、サケの南下群の検査、③試料量、④検査結果の公表、⑤暫定規制値を超える結果がでた場合は、そのサンプルが漁獲された海域周辺での操業を当面自粛するよう、業界に要請、と示した。

なお、操業再開の条件は、試験操業船でサンプリングを週1回行い、3回連で暫定規制値を下回った場合としている。

一方では、平成23年度第2次補正の水産庁予算で、原子力被害対策として、放射性物質測定調査事業5億円が盛り込まれた。各地の市場へ簡易放射性物質測定器などの導入も行われている。

#### 放射性物質モニタリング調査結果を公開

水産物の放射性物質検査の結果は随時、水産庁のホームページに掲載されている (<http://www.jfa.maff.go.jp/j/signen/housyasei/bussitutyousakekka/index.html>)。2月15日現在までに、約6400件の調査が行われ暫定規制値を超える放射性物質が検出されたのは、東京電力福島原発の周辺で試験採取された沿岸の表層性魚種(コウナゴ、シラス)、沿岸の中層性魚種(スズキ)、沿岸の底層性魚種(アイナメ、エゾイソアイナメ、イシガレイ等)、無脊椎動物(ムラサキガイ、ホッキガイ、キタムラサキウニ等)、海藻類(ワカメ、ヒジキ、アラメ)、淡水魚(アユ、ヤマメ、ウグイ、ワカサギ等)で、全体の約4%にあたる約200件。ちなみに、放射性ヨウ素は7月以降は一切検出されていない。

規制値を超えたものについては操業、出荷が制限されており、市場には出回っていない。また、福島県沖では今なお操業が行われていない。

#### 識者はこう見る

東京大学大学院食の安全研究センターの局博一教授は1月29日に行われたNPO法人食の安全と安心を科学する会が主催する「食の

安全と安心フォーラムⅣ～食の放射能汚染と健康影響について科学する～」で「食の安全評価は通常、①汚染源ルートの特定、②曝露量の評価、③生体影響の評価、により安全基準がつくられる」と語った。

同フォーラムで、東京大学院附属放射性同位元素施設の中西友子教授は、「放射性物質はもともと自然界に存在する。例えば、ホウレン草には1kg中に200ベクレルの放射性カリウムが含まれる」と解説し、4月から施行される予定の放射性セシウムの新たな基準値がいかに厳しい基準であることを示した。

また、大分県立看護科学科大学の甲斐倫明教授は「インターネットの時代にあり、情報に振り回されているのが不幸なこと」と、低線量の放射線影響は科学的に安全であるのにもかかわらず、科学的な根拠のない誤った情報によって放射線に対して過敏になっている現状を制した。また、甲斐教授は「低線量の内部被ばくのリスクは、同じ線量の外部被ばくと同じ」と解説し、「ここまでは安全という閾値論は混乱させるだけ」としている。

放射性物質のモニタリング調査に携わっている東京海洋大学海洋環境科学科の石丸隆教授は、1月27日に開催された同大主催のフォーラムで、「海洋環境と放射能問題」と題して講演、次のように語っている。

『放射性物質は表層の生態系から海底の生態系へ移る。つまり、表面を浮遊するプランクトン、魚類の死がいや排出物が海底に沈み、これを捕食する底生生物に移行し、底層の生



食の安全・安心フォーラム



物の中で循環する。チェルノブイリ事故の時、表層海水は事故後半年で放射性物質量は事故以前のレベルとなったが、スズキは半年後に汚染ピークとなり2年で事故前のレベルに、マダラは8～9か月後がピーク、2年半で事故前のレベルとなった。

今も食用魚類はもちろん、海水、底泥、プランクトン、底生生物、非食用魚類まで、放射性物質のサンプリング調査は行われており、プランクトン食性の小型魚類の放射性セシウム濃度は低下しているが、福島県沖のアイナメ、コモンカスベは汚染レベルが低下していないという結果がでていいる。また、小型魚類を捕食する回遊魚（カツオ）は6月ごろから高くなったが、その値は低く、今後上昇することはないと見られている。』

すなわち、底魚などは、今、放射性物質が検出されなくても、今後蓄積されていく可能性がある訳だが、現段階では「堆積物、底生生物、底魚の放射性物質のモニタリングを広い範囲で継続して行っていく」（石丸教授）ことに尽きる。

## 風評被害も収束を

昨年12月16日、野田総理は原発事故の収束を宣言した。

福島第一原発1～3号機は、原子炉を安定して冷やし、冷温停止状態となったため、環境中への放射性物質の放出はほとんどなくなっている。また、これまでに東京電力は、海洋汚染の拡大防止のためシルトフェンスや

浄化装置を設置したり、汚染された地下水が流れ出ないように遮水壁を護岸の前面に設置する工事を始めている。

しかし、福島県の沿岸漁業への影響は収束していない。再開の目途がたっていないのだ。水産物にも、規制値を超える放射性物質検出されるものがあり、4月から規制値が1kgあたり100ベクレルとなった場合、さらに長引く可能性もある。

厚生労働省が4月1日から導入予定の基準値については、文部科学省の放射線審議委員会で答申され、同委員会は「差し支えない」としながらも、必要以上に厳しいとコメントしている。これは、消費者の立場から見れば、より安全なものしか流通しなくなるということだ。

もちろん、市場に出回っている水産物も安全である。水産庁ほか関係団体では検査体制を強化しており、民間サイドでは流通関係者もモニタリング調査の強化、産地表示の厳密化を要請している。個別企業で、放射能測定器を購入して自主的に調査しているところさえある。

放射能という幽霊を恐れて、健康に良いサカナを食べないほうが、日本人の食の損失である。あとは水産庁のホームページなり、サカナ売場で聞くなりして個々に判断していただくことになるが、福島県の漁業が再開した時、食べる人がいなくなっているのは困る。

2月初めの食品トレードショーに、茨城県久慈のシラス加工屋さんが出展、元気よく試食を勧めてくれた。風評被害について聞くと「もう最初は大変でした。でも、今はお客さんががんばってって応援してくれています」とのことだった。水産物が失地回復しているのを感じた。

たださえ魚食離れと言われて久しいが、この際、被災地水産物を食べて応援して欲しい。